

包括移転における引受停止期間

1. 保険契約の包括移転と Portfolio Transfer

(1) 英国の Portfolio Transfer は我が国の事業譲渡に相当

- ・移転する保険契約にかかる再保険契約の債権・債務も移転
- ・既に終了した保険契約にかかる債権・債務も移転

(2) 我が国の場合、次のような煩瑣な手続きが必要

- ・移転する保険契約にかかる再保険者の個別の同意が事前になければ、包括移転は困難になる。
- ・事業譲渡の手続き（個別の債権者の同意が必要）を行わなければ、移転保険会社に過去の保険契約にかかる債務（未払い保険金等）が、移転保険会社に残存することになる。

(3) 満期等により、包括移転の決議のときの契約集団と実際に移転される契約集団は同一ではない。

移転対象契約者は、決議のときの契約者か、移転の日の契約者か（移転日までに満期が到来する保険契約者は異議を述べることができるか）。

2. 契約停止期間によるデメリット

(1) 保険契約者

- ・引受禁止期間中に移転契約と同種の保険契約の締結（新規・更改）ができない。
- ・条文上「保険契約の締結」になっているにも関わらず、一部の解釈では異動を含むものとされており、その範囲が一定していないように見受けられる。

(2) 保険会社（支店の現法化の場合）

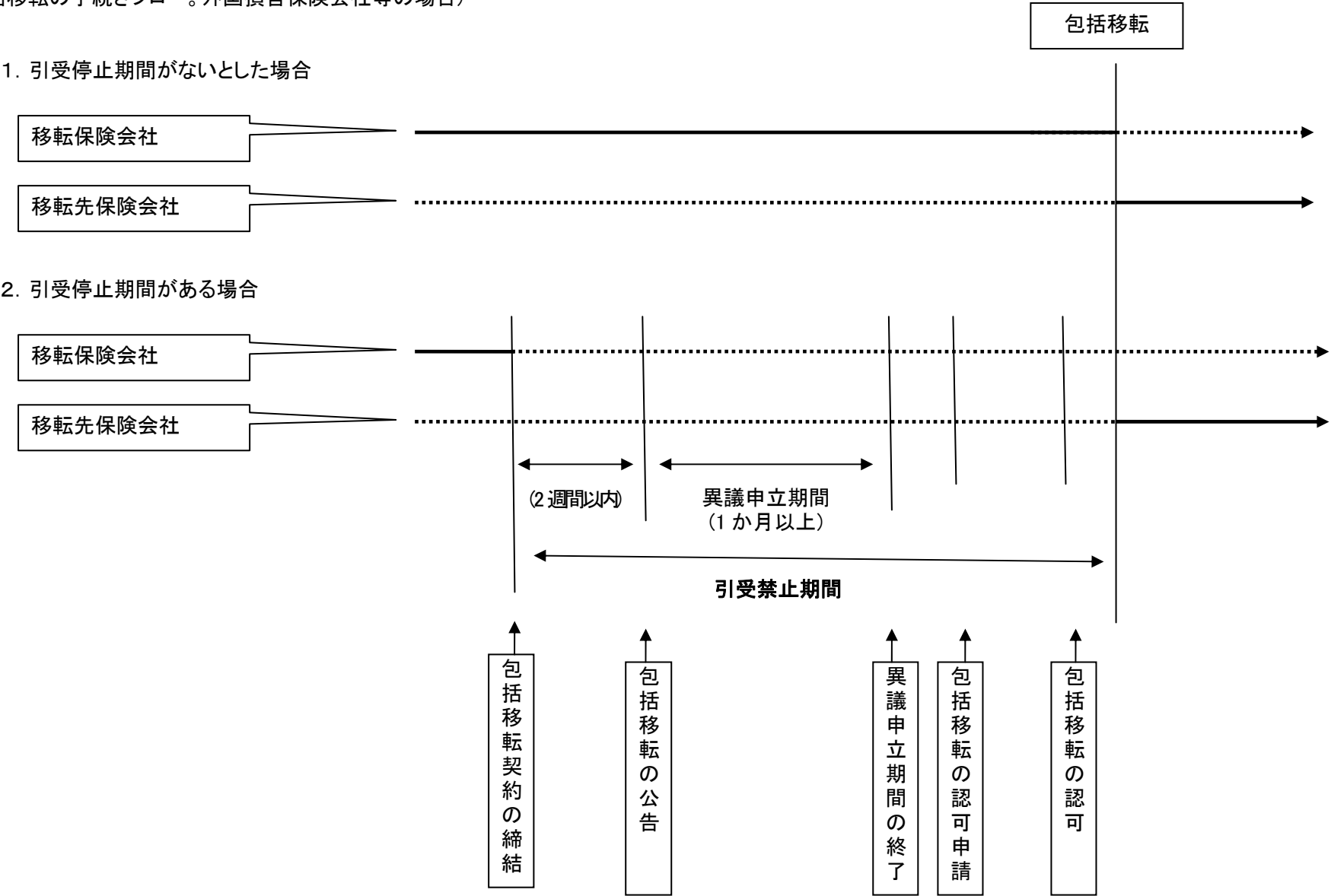
隙間なしに保険サービスを提供するためには、支店と現法の併存期間が生じる（資本・人員が二重に必要）。

3. 解決策（提案）

- (1) 事業の全部を譲渡する場合には、引受停止を適用しない（金融機関の合併及び転換に関する法律第 26 条参照）。
- (2) 移転保険会社が、包括移転の決議または包括移転契約の締結のときから包括移転のときまでの間において、保険契約者の個別の承諾を得ることで、保険契約を引き受けることが可能となる法制上の措置をとる。

以上

（包括移転の手続きフロー。外国損害保険会社等の場合）



（参照条文）

保険業法

（保険契約の移転の公告及び異議申立て）

第 137 条 移転会社は、第 136 条第 1 項の決議をした日から 2 週間以内に、第 135 条第 1 項の契約の要旨並びに移転会社及び移転先会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2 前項の公告には、移転対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、1 月を下ってはならない。

4 第 2 項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権（当該保険契約について、第一項の規定による公告の時ににおいて既に生じている保険金請求権等（第 17 条第 5 項に規定する保険金請求権等をいう。）がある場合には、当該保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が移転対象契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない。

5 第 2 項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の前項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなす。

（保険契約の締結の停止）

第 138 条 移転会社は、第 136 条第 1 項の決議があった時から保険契約の移転をし、又はしないこととなった時まで、その移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

金融機関の合併及び転換に関する法律

（債権者の異議）

第 26 条 消滅銀行の債権者は、消滅銀行に対し、第 21 条第 1 項の合併について異議を述べることができる。

2 消滅銀行は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、社債権者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者（社債管理者がある場合にあっては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第 4 号の期間は、1 月を下ることができない。

一 第 21 条第 1 項の合併をする旨

二 次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関の商号又は名称及び住所

イ 吸収合併 吸収合併存続信用金庫

□ 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

三 前号の金融機関（銀行に限る。）の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅銀行が同項の規定による公告を、官報のほか、銀行法第 57 条各号（銀行等の公告方法）に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第 2 項第 4 号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、第 21 条第 1 項の合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第 2 項第 4 号の期間内に異議を述べたときは、消滅銀行は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 第 1 項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

自動車損害賠償保障法

（責任保険及び責任共済の契約の締結義務）

第 24 条 保険会社は、政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない。

（責任保険及び責任共済の契約の締結の拒絶理由）

第 11 条 法第 24 条第 1 項 及び第 2 項 の政令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 法第 10 条 に規定する自動車についての契約の申込みであること。
- 二 法第 20 条 各号の事項について不実の事を告げたことが明らかであること。
- 三 責任保険にあつては保険料の、責任共済にあつては共済掛金の支払の提供がないこと。
- 四 責任保険にあつては保険期間の、責任共済にあつては共済期間の末日がその申込みの日から起算して国土交通省令で定める期間を経過する日以後である契約の申込みであること